

発行所 (郵便番号100)

東京都千代田区丸の内2-4-1  
丸の内ビルディング781号室  
社団法人スウェーデン社会研究所  
Tel (212) 4007・1447

編集責任者 高須 裕 三  
印刷所 関東図書株式会社

定価200円 (年間購読料 参千円)

1978年9月25日発行

第10巻 第8・9合併号

(毎月1回25日発行)

昭和44年12月23日第3種郵便物認可

# スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.10 No.8・9合併号

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning  
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)  
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

## 最近のスウェーデン政治情勢

—とくに原子炉問題を中心として—

Political Conditions in Sweden as of Now

— mainly on Charging of the Reactors —

日本大学教授 高 須 裕 三

Prof. Yuzo Takasu

この原稿を書いている1978年9月末日現在、スウェーデン内閣は「瓦解」の危機の渦中にある。2年前の76年9月の総選挙で、中央党々首 Fälldin を内閣首班に押し上げた主因も彼の原子力反対の主張であったが、いま彼はその「総論」と「各論」との接点たる二つの完工した原子炉に「火入れ」を拒否するか、妥協するかの方岐路に立って三党連立内閣の首相としての決断に迫られている。

(1)

76年総選挙以前の段階では、与党たる「社民党」は、工業を基礎とする国富の増大によって福祉社会建設を推進していく基本方針であったので、原子力発電に積極的であった。当時、社民党内閣の下で作動中の原子炉は5箇所であったが、建設中ないしは製図中のものが6箇所あり、さらに2箇所の増設が必要とされ、1985年までに原子炉は13箇所となる計画であった。その暁にはスウェーデンのエネルギー供給源の内訳は、石油48%、原子力28%、水力11%、石炭・コーク7%、その他6%、となる見込みで、その際エネルギー使用分野の内訳は工業49%、家庭・商業など41%、運輸交通10%、という社民党の計画であった。

それに対し、76年総選挙に臨む当時の野党第一位の「中央党」のエネルギー綱領は、基本線とし

ては工業および家庭暖房の節約、効果的なエネルギー保存および代替エネルギーの開発、であった。安全第一および費用節約の見地から原子力拡充は継続せず、当時作動中の5箇所の原子炉も漸次的に閉鎖する。原子力の安全問題に解決策が見出されなければ、建設中の原子炉が近く完工されても「火入れ」はしない。国内のウラン抽出計画は取消す。また社民党の原子力計画の全部を放棄するためには、現行の暖房用エネルギーの約4分の1を節約すれば充分であり、さらに石油公害を避けるためにも風・太陽・地熱などの自然力による代替エネルギーを開発する、というのであった。

つぎに76年総選挙の結果、中央党(議席86)に次いで与党第2党となった「穏健党」(旧保守党、

### 目 次

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| 最近のスウェーデン政治情勢—とくに       |          |
| 原子炉問題を中心として……………        | 高須 裕三… 1 |
| 世界社会学大会がウプサラ大学で開        |          |
| 催される……………               | 菊池 幸子… 3 |
| スウェーデンにおける幼児保育の歴        |          |
| 史(3)……………               | 荒井 冽… 4  |
| 最近のスウェーデン経済・社会ニュース…………… | 6        |

議席55)の76年総選挙に際しての公約は、エネルギー消費の著しい増加は抑制さるべきだが急速な中止は不可能、将来はともかく、過渡期の現在は石油か原子力かの何れかを選ばねばならない、公害予防の見地からは原子力の方がまだよい、というのであった。75年の社民党原子力計画の国会通過に穏健党が協力したのもこの見地からであった、というのが76年総選挙に際しての穏健党の態度であった。

かくて総選挙後の中央・穏健・自由三党連立内閣は、その出発当初から齟齬を内包するものであった。

## (Ⅱ)

上に記したように、2年前に Fälldin 内閣が政権を引継いだとき、既に前内閣の手によって建設ないし製図中の原子炉が6を数えたが、Fälldin 内閣成立後まもなく完工した Barsebäck 2 という名の原子炉については、中央党としては枉げて妥協して、その就役を許可した。ところで今度は Ringhals 3 と Forsmark 1 という名の二つの原子炉が完工したので、この9月に政府は決断を迫られ、与党三党の間での意見の一致が必要となっている。

現政府が作った1977年の「原子力法」では原子廃棄物の完全に安全な処分が規定されており、安易な妥協は法律遵守義務の上からも、子孫への衛生安全の上からも、慎まねばならない。核再処理に関してフランスの Cogema との間に協約が出来てはいるが政府はまだ調印していないので、その遅延の許可をフランス政府に対して求めたが、スウェーデンのエネルギー相 Olof Johansson (中央党)は、放射能灰をカプセルに詰めて国内の古い岩石層を掘抜いて貯留する方法の方が一層安全であろうと言っている。それが「完全に安全」と証明されれば、問題は解決するのだがまだそこまでは至っていない。

## (Ⅲ)

つぎに上記2箇の原子炉始動をめぐる世論調査の数字を見ておこう。

本年9月26日の Dagens Nyheter によれば、最近のSIFFO(スウェーデン世論調査研究所)調査によると、上記に関し53%が賛成、26%が反対である(21%は態度不明)。76年の総選挙以降、原子炉始動に関し賛成派が過半数をとったのは今回が初めてである。76年10月の調査では、賛成27

%、反対57%であった。

つぎに男女別に見ると、男の70%が本件の2箇の完工原子炉始動に賛成し、女では34%が賛成であった。

つぎにこの問題を政党支持者別に見ると、穏健党の63%、自由党の49%、中央党の18%、社民党の67%、共産党の49%が原子炉始動に賛成という結果が出ている。

つぎに反対票の漸減ぶりをSIFFO調査で辿ってみると、「核エネルギー反対」としての票は、76年10月に57%あったが、77年5月には49%となり、77年9月には46%となり、78年3月には40%、78年9月には37%となった。

つぎに「核エネルギー賛成」としての票は、76年10月に27%、77年5月には32%、77年9月には35%、78年3月には39%、そして今回の78年9月には41%と漸増してきた。

ちなみに1976年総選挙以後、中央党を見捨てた投票者についてみると、その29%が原子炉建設の賛成に廻り、同じく60%がこれ以上の建設中絶に賛成している。

また政府はこの問題に関して三党の意見が一致点を見出せぬ場合には、残された解決策として国民投票に訴えることも考えていないではないが、もし国民投票に問われた場合の予測としては、「核エネルギー賛成」が41%、同じく反対が37%、態度不明が22%であった。

## (Ⅳ)

つぎに中央党首 Fälldin が前の選挙で公約した核エネルギー反対の主張を貫徹できにくくさせている事情としては、幾つもの事情が挙げられようが、もとよりその第1としては、44年ぶりに獲得した政権を棒に振るような連立与党間の不一致は、あまりにも政治家らしくないと自他ともに思われること。第2に、農業協同組合や地方公務員組合などの支持団体ないしは圧力団体から、内閣瓦解よりも政権保持を選んでこの際妥協せよとの圧力が来ていること。

そして第3に、財政的損失として、動力庁の言う所によると、この2箇の原子炉の始動を遷延するならば、1日につき200万~300万クローナ(約1億~1億5千万円)の出費増になる計算だという。

## (Ⅴ)

かくて9月29日の Svenska Dagbladet は、本

日与党三党はそれぞれ議員集会を開いて政治的運命を決めるに至るが内閣瓦解は必至と見られる公算が大きい旨を報じている。

けれども何とか一致点を見出そうとする努力もその集会の前に行われており、妥協ができるとすれば、その山はつぎの2点にかかるとして、(1) 中央党は、本件の2箇の原子炉始動に関し「柔軟

な否」(soft no) を表明すること、(2) 自由党と穏健党とは11番目の原子炉 Forsmark 3 の工事に関しては全面的中止を受け入れること、の二条件を挙げている。さてこの始末どうということになるであろうか。

(10月以降のこの問題の展開については次号をご参照されたい)

## 世界社会学大会がウプサラ大学で開かれる

The World Congress of Sociology at Uppsala University.

評議員・文教大学教授 菊池幸子

Prof. Sachiko Kikuchi.

去る8月14日から19日まで、第9回の世界社会学大会が、スウェーデンのウプサラ大学で開催された。約2,000人近い世界中の社会学者が、500年のアカデミックな伝統を誇るウプサラ大学の大講堂に参集し、広範な社会学の分野の、それぞれの専門に従って、研究課題を提起し、方法論の発達を論じ合ったわけである。日本からも約50名の社会学者が参加し、そのうちの数名が、各専門分野に従って研究発表を行った。

プログラムは、8月14日 AM. 9.00からのOpening Sessionに始まり、毎朝9,30から夜の23時まで、昼食時の2時間を除いて、連続する盛り沢山のスケジュールとなっている。

筆者の参加できたプログラムの内容を大別すると、4種類のPlenaries(全員出席の総合的な報告と討論会)と、17種のWorking Group、34種のResearch Committees、および12種のシンポジウムなどであった。

Plenariesは、14、15日の午前中と、18、19日の午前の4回にわたって開催され、主に全体社会学の発達と、社会変化と社会計画について報告と討論が行われたが、アメリカ、ソビエトユニオンをはじめヨーロッパ諸国およびアジア諸国からの報告者が自国の社会の発達過程を事例として理論化し討論が展開された。そのなかで東大の富永教授と上智大の綿貫教授の提案、討論は印象的であった。

今後大系的な研究を進めようとする研究課題は、シンポジウムとして展開されたが、筆者が参加

した「生活の質」についてのシンポジウム(Quality of Life: Comparative Perspectives)は、アメリカ合衆国、カナダの研究成果を中心としての討論となった。しかし物質的資源の配分方法を調整することによって、生活水準を高めることを主眼として建設してきた福祉社会の制度・政策を、人間主体の満足感を中心におく生活の質の向上という視点からみて、大へん有益なものであった。その方法論についてこれからの日本でも大いに参考とするべきであろう。

Working GroupとResearch Committeesの部会は、それぞれ長い時間をかけて研究した各国の専門的成果を持ち寄り発表するもので、大方は小規模なグループで展開されたが、日本の社会学者が多く参加したのは、“Family Research”と“Sex Role in Society”であったようだ。筆者は、“Concepts and Indicators of Social Development”に出席したが、ソビエト、東欧を主とする社会主義圏と、アメリカ、カナダ、オーストラリアなどの思考法およびとりあげる指標に大差があることに大いに考えさせられた。Social Developmentの研究に当って、日本はどのような方法をとるべきか、今後の課題となるであろう。

参加者の多くは、ウプサラ市の学生寮(夏期ホテルになる)に宿泊したが、少数のスウェーデン人(筆者も含めて)は、特別バスで毎日ストックホルムから通った。閑静な、自然の環境に恵まれたウプサラ大学のアカデミズムは、世界中の社会学者が、現実および将来の社会を考えるのに最適

であったが、主催者のオルガニゼーションの拙さ  
と、何かにつけてインフォメーションの足りな  
さは、多くの参会者の批判点となったのは残念で

あった。後年、日本で、このような大規模な国際  
会議を誘致する場合の重要な参考となるであろ  
う。

## スウェーデンにおける幼児保育の歴史 (3)

The History of Pre-schooling in Sweden (3)

埼玉県立厚生専門学院 荒井 洸  
Kiyoshi Arai

### Ⅳ 多様な市民生活に合わせた保育行政

—スウェーデンがめざす方向—

#### 1. すべての6歳児に対する無償の就学前保育

1974年7月の日付で、社会省管下の社会福祉庁  
から各関係担当部局へ、就学前保育に関して新た  
な方向を示した指示が出された。この指示は、19  
73年12月、国会で全会一致で承認された法案—19  
73年第136号「就学前保育法」にもとづくもので  
ある。この新しい指示の概要を次に見てみること  
にしよう。<sup>20</sup>

社会福祉庁 第74の14号 1974年7月

「就学前期の諸活動の拡張とその組織につい  
て」保育所、幼稚園等、生後6か月より7歳に至  
る子どもに関してなされる種々の活動は、その一  
日における時間の長短を問わず、すべて“PRE-  
SCHOOL” (FÖR-SKOLA) という統一  
的な表現を用いることにする。

#### ○保育所 (Day nursery - Daghem)

保育所は、生後6か月より7歳までの子どもを  
1日少なくとも5時間以上、恒常的に預かること  
とする。子どもの両親は共に職業を持っているか、  
学校に在籍していることを必要条件とする。

#### ○幼稚園 (Part-time group)

これは1日当りの保育時間が短いものをいうの  
であり、通常1日3時間だけ子どもを預かる。年  
齢は4歳から6歳までである。

#### ○普通の型の就学前保育施設

これは保育所と幼稚園が合わされたものであり、  
少なくとも定員の3分の2以上は保育所向けと  
し、残りは幼稚園向けとする。この結合された  
施設は、普通2歳半ないし3歳より、就学時まで  
の子どもを対象とする。

#### ○その他の補助機関

就学前保育施設を補助するものとしては、家庭

保育室 (Family day care home - Familjedag-  
hem)、病気の子どもの世話をする保育者、公園  
におけるレクリエーション活動や遊びの指導をす  
る者、等々が含まれる。

○学童保育所 (Free time centre - Fritidshem)  
両親が共に職業についているか、学校に在籍し  
ている場合、子どもが下校したのちの世話をする。  
対象年齢は7歳から12歳までである。

<すべての子どもに1年間の就学前保育施設を提  
供する件について>

1975年7月1日より、各コムーンはすべての子  
どもが1年間は就学前保育施設を利用することが  
できるように、施設を設置する義務を負う。すな  
わち、子どもが6歳になった時、保育所あるいは  
幼稚園のいずれかを利用することが可能なように  
しなければならない。そして各コムーンは、これ  
ら就学前保育施設の目的、保育の方法等を、子  
どもが当該年齢に達する前の適当な時期に周知せ  
ねばならない。

普通の就学前保育については、年間、最低525時  
間保育しなければならない。1日の保育時間は3  
時間を標準とする。この1年間の就学前保育につ  
いては無償とする。

<特別の措置を必要とする子どもについて>

子どもが身体的、精神的、社会的、言語上、あ  
るいはその他の種々の理由により、成長発達のため  
に特別な援助を必要とする場合には、就学前保  
育施設を普通より早い時期から利用できるように  
すべきである。そして、それらの子どもたちは、で  
き得る限り他の子どもたちと共に (integration)  
保育しなければならない。

<乳児室について>

乳児室は、生後6か月より、およそ2歳半ない  
し3歳までの子どもを受け入れることとする。年

年齢の最も低い子どもたちは、保育者とのより緊密な接触を必要とするから、1グループの人数は4人以内とする。

1歳児の場合には、順次、年長の子ども（2～3歳）のグループへ移行させていくようにする。1グループの児童数は8人を越えてはならない。

この乳児室の収容乳児数は、全体で最高12人以内とする。

スウェーデン・サラリーマン中央連合（T.C.O）は、すべての子どもたちが最低2年間の就学前保育施設を利用することが可能になるよう国に対し要求してきたが、この1974年の新しい指示によって、すべての6歳児に対して1年間の無償の就学前保育が提供されることになった。この6歳という年齢は日本では小学校の1年生に該当する。スウェーデンの就学年齢は日本より1年遅く、7歳である。なお、この6歳児に対する保育の時間について見てみると、1日3時間で週5日の15時間、年間にすると35週で525時間ということになっている。1日3時間保育の普通の幼稚園に相当する時間数ということになる。

## 2. 「保育指針」の発行

社会福祉庁は、前述の就学前保育に関する新しい指示を出すと同時に、わが国では厚生省が出している「保育指針」に該当する冊子（“Arbetsplan för Förskolan” “Working Plan for Pre-school Education”）を発行したのであるが、ここでその内容のあらましを見ておくことにしよう。

まず、保育の目的については、「就学前保育の目的は、両親との協力のもとに、子ども一人一人に対し、情緒的な面、及び知的資質の面において豊かに、そして個性ある発達ができるよう最善の機会を提供することである」と述べている。そして家庭との協力関係については、「家庭と就学前保育施設は、子どもの成長にとっての総合的な環境とみなされるべきである」とし、子どもたちは狭い範囲の生活に限定されるべきではなく、「就学前保育においては、子どもを大人やそして他の子どもたちにできるだけ接触させるように図るべきである」と述べている。そして、保育の基本的なあり方として、「子どもは内発的な興味と、新しい知識を得ようとする衝動を持っている。この自動的な活動を就学前保育は助長していくべきである」としている。

次に、この「保育指針」が言わんとしていることの主なところを箇条書き的にまとめて列挙してみると次のようになる。

- ・準備教育の否定。
- ・保育は一定の決められた型のカリキュラムに基づくべきではない。（自由な形態の保育というものは、より深い考慮を必要とするものである。）
- ・自由活動を中心とし、子どもの好奇心によって知識を獲得させる。
- ・大人や他の子どもたちとの接触、及び、お互いの対話による教育効果の重視。
- ・兄弟グループ（わが国で言う、縦割り保育）のすすめ。
- ・家庭との協力。職員と父母との実際的な協力の必要性。
- ・主体性、個性の尊重と子どもたち同志の協調性の助長。
- ・バイタリティーの助長。
- ・地域社会との交流、地域社会に向っての開放性、総合的な環境作り。

現在のスウェーデンにおける就学前保育に対するおよその姿勢が、これらの内容から読み取ることができると思う。

## 3. オープン・プリスクール

地域社会への開放性ということに関連して“オープン・プリスクール”（Open preschool）というスウェーデンがめざしている新しい傾向に注目しておく必要がある。つまり、保育所でいえば、契約児のみを地域社会から隔離し、保育所の中にすっぽりと抱え込んで保育するのではなく、地域社会のさまざまなタイプの家庭で生活している子どもたちや母親に対して、保育所がいろいろな形で奉仕できるようにしようという試みである。たとえば、家庭で育児をしている人々も、時々は望む時間に施設に集って、親同志お互いに育児の経験を話し合ったり、あるいは子どもたち同志が遊んだりできるようにというのである。また、いろいろな問題を抱えた時には、小児保健や児童福祉等の専門の職員に相談にのってもらったりもするのである。

このようなやり方をするチャイルド・センターが、現在実際に作られ始めているようである。子どもも親も孤独感を味わうことなく、それでいて自由な生活を楽しむことができるという、この

新しい試みの今後の推移には是非とも注目して行きたいと思う。

### あとがき

概してスウェーデンは自ら認めているように様々な面で「後進的」であった。しかし、1960年代、1970年代は福祉政策、とりわけ青少年に対する教育、及び幼児保育の面での拡充にはめざましいものがあった。

保育需要に対する供給率を見るとおよそ次のようになる。

1950年……………25%

1977年……………60%

1980年……………80% (予定)

1976年9月のスウェーデンの総選挙の結果は「革保逆転」であった。議席数で見ると、社会主義政党的の169に対し、非社会主義政党的は180である。40余年間、福祉路線を担って来た政権が、過半数の国民の支持を失ったのである。その原因は、過去の業績と将来への展望、そして長期政権下の国民感情等いろいろあるのだろうが、歴史の一つの法則のようなものを感じずにはいられない。しかし、こと児童福祉に焦点を合わせて見てみるならば、この国がますます力を入れて行くことは確かであるようだ。そしてそのやり方の根底に流れているものは、国民一人一人の多様な生き方を援

助していこうという、極めてリベラルな考え方であると言ってよいと思う。

エレン・ケイの『児童の世紀』以来、国内的には貧困、国際的には波瀾に満ちた20世紀のヨーロッパ世界の一隅にありながら、世界の注目の的となるまでに至った福祉国家としてのスウェーデンという国から、われわれは多くのものを学び取らねばならないと思う。過熱した競争原理が幼い子どもの世界にまで横溢し、人の一生で最も幸せであるはずの幼児期をすっかりむしばんだものにしてしまったことを深く省みるためにも、スウェーデンの幼児保育について学ぶことは意味があることだと思う。

### 注

- (26) "The National Board of Health and Welfare — Bulletin No.14/74" July.1974.
- (27) Siv Thorsell "For Children's Minds—Not Just to Mind the Children" 1969. p.14.
- (28) Bodil Rosengren; "More Time for the Children" Current Sweden No.131, Svenska Institutet. 1976  
Socialstyrelsen: "Arbetsplan för Förskolan" (1.2.3) 1975.
- (29) Siv Thorsell; "Pre-school Education and Child Care in Sweden" Current Sweden No.155. Svenska Institutet. 1977.

---

## 最近のスウェーデン経済・社会ニュース

---

### 経済情勢の改善、明確に

トールビヨーン・フェルディーン首相 (Thorbjörn Fälldin) は、この春と夏の間のスウェーデン経済は明瞭な改善を示し、外国貿易も今や大幅な出超となっているとのべた。

この出超分は海運収入、外貨借入金利息、及び毎年上昇してゆく海外での観光支出などをつぐないうるほど大きくはないものの、支払収支の赤字を限定するのに成功した理由は、主として政府がとった政策、特にクローネの切り下げと税金の調整にある。国際間の調整は弱体であった。

また外国収支の改善によって、海外からの借金も減少した。

さらに同首相は言をついで、物価の面でも著しい改善がみられたと述べている。今年の物価上昇は、前年の半分以下であった。クローネは安定しており、外貨保有高は近年200億クローネ(邦価約9,000億円)の台をはじめてこえた。この為に利息率を次第に低下させ、ある程度まで信用をしめつけることが可能となったのである。

経済の不況の分野のいくつかにも、回復のしるしがみられる。繊維業界と一部の鉄鋼業界では、新規受注高と価格は上昇している。林業界も若干これまでよりは高い輸出価格をえてはいるものの、ドルの弱さから被害をうけている。一方、海運及び造船業にとっては、よくなる気配は見られない。

昨年、個人消費は若干低下し、今年もまたそうなりそうである。同首相はまた、政府は消費を増やす為の策をとるよりも、雇用を維持する方に努力を優先させているとのべている。

### 労働市場における男女平等法案スウェーデン 議会で提案される

平等に関する議会の委員会の手で提案されている新法案が順当に立法化された場合、性別を理由とする職業差別はスウェーデンにおいて非合法となり、雇用者は職場における男女の平等の確立のために積極的に働きかける義務を持つことになる。

この法律が守られたかどうかを保証するために“平等オブズマン”が任命されるであろう。

同法案は雇用者の現在及び将来予期される従業員に関する性別による差別を控え、不公平が証明された場合は損害賠償を支払うことが義務づけられている。さらに雇用者は、仕事を割り当てる際には男女どちらにも優先権を与える義務がある。同じ資格を有する男女の応募者に直面した場合、彼らは性に左右されずに一方を選ぶべきである。

同法案は労働法の体裁をとるものでその執行の責任は主として労働市場における相方にかかると思われる。性別による差別の禁止は必須であるが、法案の細い解釈は一般に雇用者と従業員相方の間の総合的な了解によって解決されるであろう。

### 女性、男性向けの仕事獲得に意欲

2年間ほどかかって通信庁で行われていた、従来までの性別による職務区分の変更を目的とした実験の結果、女性は完全にこれまで男性が行っていた仕事を処理でき、その逆も可能である事が分り、考え方と態度に完全な変化が生じた事が判明したと同庁は公表した。

同庁の従業員、約5,000人をカバーしたこの計画は、主として取付けや技術上の仕事などといったこれまで男性の仕事とされていた業務を女性にも与える事を明らかにすると共に、女性にもそうした仕事がある事を知らしめる事を目的としている。これと同様な方法が交換サービス、販売、電話帳に関するルーティン作業などと言った女性向けの仕事について男性が行う事に関しても実験された。

この計画があまりにもドラマティックになるのを防止する為に、全ての決定は普通の官僚の手にまかされていると言われる。

合計で377の職種がこの期間中に充たされ、このうち約30%のものが伝統的なパターンを打破すると考えられる人間にあてられた。普通は男の職種とされる仕事の二分の一以上が女性に与えられ、女性の仕事227種中47種のものが男性に与えられた。

しかしながら、男性向けの仕事を獲得しようとする女性は多かったが、これまでは女性の仕事とされる仕事に求職した男性は何でもいから仕事を求めている事が分っている。取付け工事に女性も歓迎することを明白にうたった最初の広告には40人もの女性の応募者があったが、男性の応募は15人にすぎなかった。

2年の実験が終るころには、ほとんどの女性が新しい仕事が刺激的で自己を満足させるものである事を知っている。これと対象的に、同様な感想をもったのはインタビューをうけた男性25人中8人にすぎず、残りの人々は1～2年以上もその仕事をつづけるつもりはないとのべている。ほとんどの男性は新しい仕事を責任に欠けるものと考えており、さらに昇進の見込みもなく、賃金は低く、単調であると考えている。

### “生活水準” オリンピック

欧州の雑誌“ビジョン”が行った調査によれば、1978年の“生活水準オリンピック”ではスウェーデンが554ポイントをあげて7つのメダルを取り、第1位をしめた。第2位はデンマークで553ポイントとメダル7個、第3位は西独で516ポイントとメダル5個である。

ポイントはある国について、収入の分布、職業あっせん機関、産業上の民主主義、年金及び諸手当、社会生活、文化、レジャー、環境、市民の政治的良心、医療、ツーリズムといった諸要素を勘案して決定される。

スウェーデンの勝利はある特定の分野での優越性よりも全般的な成果によるものである。スウェーデンは、労働者の諸手当と年金、人口千人あたりの病院ベッド数でトップであった。またノルウェーと並んで平均寿命——男72歳、女78歳——の面でトップとなり、さらには全労働者の88%の人が労働組合に属するという組合参加率の面でもト

ップであった。

スウェーデンは週末、休日及び祝祭日をあわせて144日の休日が年間あり、これはオランダの145日につぐものである。スウェーデン人の86%は家からはなれた休暇をとっている。これをこえるのはベルギーのみで90%に達している。スウェーデンはさらに、多くの職業的芸術家、多くの新聞と雑誌、及び教師対児童の高い比率などを誇っている。

### 熱吸収コンクリート、エネルギー消費量を40%制限。冷房効果も併用

コンクリートの熱吸収器の利用によってエネルギー消費を40%カットする新しいビル暖房法がスウェーデンのストレングベトング社 (AB Strang betong) とバーコ・ヴェンティラション社 (Bahco Ventilation) の手で共同開発された。

この新技術は長いこと知られてきたが今回初めてストックホルム郊外のオフィスビルで実際に試験されることになった。それによると暖房に関してはエネルギー消費量を80%削減することができたといわれている。

コンクリートの温吸収能力は非常にすぐれてお

り、コンクリートのオフィスの壁の内にあるコンクリート板によって維持される温度ロスが屋外が0℃の時ですえわずか1—2℃である。

テルモ・デック (Termo Deck) と呼ばれる新しいストレングベトング・バーコシステムは中部が空洞のコンクリート板の利用を基盤としている。完成したビルの中でこれらの空洞を持つ板はその中部を空気が通る複雑なシステムを産み出す。板の中部のチャンネルがその表面積を200%上げるために働く。

テルモ・デック技術に従って建造されたビルの重い構造は夏期には室内の温度を低く保つことも可能である。冷房効果はその多くの場合エアコンディショニング効果をも意味し特に暑い気候において明白である。

特殊コンピュータープログラムが温度変化をコントロールし、実際の空気の流れは従来のバーコ換気装置が取り扱う。熱交換器はごくまれに必要とされるだけで、低パワー電気放熱器が窓からのすき間風を妨害するために設置されている。

新システムのその他の得点は構造上の資金コストが従来のビルよりも低いことである。

## 再版のお知らせ

### 至誠堂新書 58

# 福祉とは何をする事か

スウェーデンを場として福祉国家の現実を探り、その財政、経済システム、都市対象、教育問題、価値観の変化等、多面的アプローチ

刊行の辞 西村 光夫  
 序 高須 裕三・丸尾 直美

- 第一章 スウェーデン福祉国家の社会経済史的背景
- 第二章 選ばれた体制
- 第三章 スウェーデン式ウエイオブライフ
- 第四章 福祉社会の担い手たち
- 第五章 福祉政策と年金
- 第六章 教育による自由と平等の推進

執筆者 (執筆順)

|         |         |         |         |         |         |         |             |       |       |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------|-------|-------|
| 高 須 裕 三 | 丸 尾 直 美 | 加 藤 良 雄 | 永 山 泰 彦 | 河 野 道 夫 | 内 藤 英 憲 | 菊 池 幸 子 | 小 野 寺 百 合 子 | 中 嶋 博 | 荒 井 洸 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------|-------|-------|

スウェーデン社会研究所編

350頁定価980円

〒101 東京都千代田区鍛冶町1—3 電話 (03) 256—8121 振替東京97579 至誠堂